

浜長保険センター安全だより

令和 5 年 11 月 13 日

浜長保険センター 第 84 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



立冬(11月8日)を迎え、暦の上では冬となりましたが、11月としては記録的な暑さが残る中、街路のイチョウも黄金色に色づきはじめ、菊の花の香り高い季節になりました。

朝夕の寒暖差が大きくなりましたので、健康には十分にご留意され、更なるご活躍されますことを祈念申し上げます。



社会情勢の変化と共に毎年のように交通ルールも改正されています。人生100時代、現在、65歳以上の方が人口の21%を超える超高齢社会3年目を迎えます。それに連動して高齢ドライバーの比率も高くなっています。

ところで運転者マークについて、以前に説明していますが、運転者マークは、表示義務と罰則のあるもの、努力義務(任意)で罰則がないものがありますので、再度、説明します。

標識(マーク)	標識名	内 容	罰 則 等
	初心運転者標識 (初心者マーク)	普通自動車免許取得後、1年未満のドライバーに表示義務があります。	反則金 4千円 点数 1点
	高齢運転者標識 (高齢運転者マーク)	70歳以上のドライバーが表示するマーク、努力義務であります。交通ルールでは、 ・75歳以上は義務、・70歳以上75歳未満は、加齢により身体機能が低下し運転に影響を及ぼす恐れがある場合は努力義務と規定されていますが、いずれも当分の間、適用しないと規定されています。	なし
	聴覚障害者標識	補聴器を使用しても10mの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえないドライバーが表示するマーク。表示義務があります。 対象は普通自動車(普通貨物自動車も含む) 該当者は「特定後写鏡(ワイドミラ)を装着しなければなりません。 小型特殊・二輪車は、装着義務がありません。	反則金 4千円 点数 1点
	身体障害者標識 (クローバーマーク・四つ葉マーク)	運転免許に肢体不自由の条件が付されているドライバーが表示するマーク、努力義務です。駐車禁止の免除等の法定効力はなく、障害者専用駐車場利用の優先権利もありません。	なし

- 1 マークの表示位置⇒「車体の前面と後面の両方に地上0.4m以上、1.2m以下の見やすい位置」と定められています。リヤウインドの上部に表示しているのは、厳密には違反になります。
- 2 これらのマークを付けた自動車に「側方に幅寄せ」や「割込み」を行うと保護義務違反となります。
 - 初心運転者等保護義務違反 反則金 普通車 6千円 点数1点 (刑事処分の場合は5万円以下の罰金)
 - 身体障害者・聴覚障害者保護義務違反 反則金 大型7千円 普通・二輪6千円 小型特殊5千円 点数1点
- 3 ルール改正により免許所持者が70歳以上の方は高齢者講習、75歳以上の方は、認知機能検査が必須であります。加齢と共に視野が狭くなり、咄嗟の反応も難しくなります。安全を確認しながら慎重に運転しましょう。車の運転に年齢上限はありませんが、運転に自信がなくなったら熟慮の上、自主返納の道もあります。

